

京都市市営住宅高額所得者明渡事務処理要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市営住宅の適正な管理を図るため、京都市市営住宅条例（以下「条例」という。）第27条第2項の規定により認定された高額所得者（以下「高額所得者」という。）に対する明渡請求に関し必要な事項を定めるものとする。

（高額所得者の認定通知及び明渡勧告）

第2条 市長は、高額所得者に対し、高額所得者認定通知書を送付し、文書により高額所得者に係る明渡請求制度の趣旨を説明するとともに、明渡勧告書を送付し、明渡勧告を行うものとする。

（明渡相談及び指導）

第3条 市長は、前条に規定する高額所得者認定通知書及び明渡勧告書を送付した者に対し、来庁を求め個別面談を行うなどして、自主的な明渡しを指導するものとする。

2 前項の個別面談等の明渡相談を行う場合は、事前に、明渡相談書の提出を求めるものとする。

（移転先住宅のあっせん等）

第4条 市長は、高額所得者に対し、明渡しが円滑に行えるよう、住情報の提供、移転先住宅のあっせん等を行うものとする。

（明渡請求）

第5条 市長は、第3条に規定する明渡相談及び指導を行ったにもかかわらず、市営住宅を明け渡さない高額所得者に対し、明渡請求書により、明渡請求を行うものとする。ただし、収入額が高額所得者として認定する収入基準（以下「高額認定基準」という。）を下回った者については、明渡請求を行わないものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、高額所得者が次の各号のいずれかに該当するときは、明渡請求を猶予することができる。

- （1） 入居者又は同居者が病気又はけがをしているとき。
- （2） 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- （3） 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。
- （4） 前3号に準じる特別の事情があると認められるとき。

3 明渡しの期限は、高額所得者に明渡請求書が到達した日の翌日から起算して6月を経過した日の属する月の末日とする。

(明渡しの期限の延長)

第6条 明渡請求を受けた高額所得者は、前条第2項各号のいずれかに該当することとなった場合は、条例第30条第4項及び京都市市営住宅条例施行規則第18条の規定により、その理由を証する書類を添付し、明渡しの期限の延長を申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出があったときは、内容を審査のうえ、その可否を判定し、高額所得者に判定の結果を通知するものとする。

(明渡請求の取消)

第7条 市長は、高額所得者の死亡等により、高額認定基準を超えなくなったときその他これに準じる特別の事由が生じた場合で必要があると認められるときは、明渡請求を取り消すことができる。

(明渡請求訴訟)

第8条 市長は、第5条第3項に規定する明渡しの期限(第6条第2項の規定により期限の延長を行った場合には、その延長後の期限。以下「明渡期限」という。)を過ぎても市営住宅を明け渡さない高額所得者については、明渡期限の満了をもって使用承認を取り消し、遅滞なく、明渡しを求める訴えを提起するものとする。

(強制執行の申立て)

第9条 市長は、前条の規定により提起した訴訟において、勝訴判決が確定した場合は、強制執行の申立てを行うものとする。ただし、勝訴判決確定後に任意で明け渡した場合を除く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は住宅管理課長が定める。

附 則 (平成24年1月31日決定)

この要綱は、平成24年2月1日から実施する。

附 則 (平成30年3月1日決定)

この要綱は、決定の日から実施する。

附 則 (令和2年3月26日決定)

この要綱は、決定の日から実施する。

附 則 (令和3年3月25日決定)

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。